

『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要

本調査は、平成27年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等に関し、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）に係る項目等について調査したものです。

1 調査時点

平成27年4月1日現在（前回調査は平成24年4月1日現在）

2 調査対象団体

都道府県、指定都市、市区町村

3 調査結果のポイント

① 指定管理者制度が導入されている施設数は76,788施設

都道府県	6,909施設
指定都市	7,912施設
市区町村	61,967施設
合計	76,788施設

・前回調査（73,476施設）から、3,312施設の増

② 約4割の施設で民間企業等（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）が指定管理者に

都道府県	2,397施設（34.6%）
指定都市	3,514施設（44.0%）
市区町村	23,093施設（37.0%）
合計	29,004施設（37.5%）

・（ ）内は、各区分の導入施設に占める割合

・前回調査（33.2%）から、4.3ポイントの増

③ 指定期間は長期化の傾向「前回の指定期間よりも長い」施設が約2割

3年	17.8%
4年	7.7%
5年	65.3%
合計	90.9%

・「5年」の割合が、前回調査（56.0%）から9.3ポイントの増

④ 公募は、都道府県の約6割、指定都市の約7割、市区町村の約4割で実施

都道府県	63.4%
指定都市	67.8%
市区町村	41.9%
合計	46.5%

・前回調査（43.8%）から2.7ポイントの増

⑤ 選定基準は「サービス向上」が最多、次いで「業務遂行能力」「管理経費の節減」

施設のサービス向上に関する事	96.5%
団体の業務遂行能力に関する事	94.3%
施設の管理経費の節減に関する事	93.8%
施設の平等な利用の確保に関する事	91.7%

・複数回答可

・いずれの項目も前回調査からポイント増

⑥ 指定管理者の評価は、約8割の施設で実施

都道府県	100.0%
指定都市	95.5%
市区町村	71.8%
合計	76.8%

・前回調査（72.5%）から4.3ポイントの増

- ⑦ リスク分担に関する各事項について、約9割の施設で選定時や協定等に提示

	必要な体制の整備	地方公共団体への損害賠償	利用者への損害賠償	修繕関連	備品関連	緊急時の対応
都道府県	98.9%	77.2%	76.1%	77.2%	75.1%	76.9%
指定都市	96.6%	97.1%	97.1%	99.9%	97.7%	95.3%
市区町村	85.5%	94.3%	93.7%	97.3%	91.0%	90.6%
合計	87.9%	93.0%	92.5%	95.8%	90.2%	89.9%

・いずれの項目も前回調査からポイント増

- ⑧ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、約7割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	93.8%
指定都市	89.1%
市区町村	59.9%
合計	66.0%

・前回調査(61.2%)から4.8ポイントの増

- ⑨ 個人情報保護への配慮規定について、9割以上の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	99.9%
指定都市	100.0%
市区町村	95.5%
合計	96.4%

・前回調査(95.4%)から1.0ポイントの増

- ⑩ 指定管理者の指定の取消し等は、2,308施設

	指定の取消	業務の停止	指定管理の取りやめ	合計
都道府県	66施設	0施設	40施設	106施設
指定都市	51施設	0施設	56施設	107施設
市区町村	579施設	47施設	1,469施設	2,095施設
合計	696施設	47施設	1,565施設	2,308施設

・期間：平成24年4月2日～平成27年4月1日

・前回調査(2,415施設)から107施設の減